

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

得意先を工場見学に招待する費用

Q: 得意先を工場見学に招待しようと思っているのですが、招待に要する費用は、交際費になるのでしょうか。

A: 商品知識の普及等のために行われる場合の工場見学に通常要する費用は、交際費には該当しません。

【解説】

食品、家庭電化器具などの大衆商品を生産している会社では、一般消費者を対象にした工場見学がしばしば行われていますが、広告宣伝を意図したものですから、製品の試飲、試食をさせる費用及び通常の茶菓等の接待に要する費用は広告宣伝費とし、交際費には含まれないこととされています。

対象者が一般の工場見学者でなく得意先等の特定の者となりますと、工場見学を兼ねて接待を行う場合が多いと思われませんが、広告宣伝の意図があることは否定できませんから、自社製品又は取扱商品に関する商品知識の普及等のため得意先等に当該製品又は商品の製造工場等を見学させる場合の交通費又は食事もしくは宿泊のために通常要する費用は、交際費に該当しないこととされています。

ただし、この場合、通常要する費用に限られますから、工場見学のあとで得意先を接待、きょう応した場合の費用は交際費となります。

ご質問の場合には、工場見学のために通常要する費用であれば、交際費には含まれないこととなります。

